熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員任用等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3 号に規定する非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者(以下「非常勤職 員」という。)の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用期間等)

- 第2条 非常勤職員の任用期間は、1年度(4月1日から翌年3月31日まで)以内とする。
- 2 同一人を同一職に引き続き任用を更新する場合の期間は、初回任用初日から5年 を超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、人材の確保のため広域連合長が特に認めるときは、5 年を超えることを妨げない。
- 4 広域連合長は、同一人を同一職に引き続き任用の更新をしない場合には、当該任 用期間の満了する日の30日前までに、その予告をするものとする。

(任用方法等)

- 第3条 非常勤職員の任用に当たっては、公募の上、選考を行わなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 同一人を引き続き任用する場合
 - (2) 公募により難い特別の事情がある職に任用する場合

(任用手続)

- 第4条 広域連合長は、非常勤職員を任用しようとする場合は、任用しようとする者 に対し、様式1により勤務条件を提示しなければならない。
- 2 広域連合長は、非常勤職員を任用する場合は、様式2により任用しようとする者 から誓約書を徴し、様式3により委嘱状を交付しなければならない。

(勤務時間)

第5条 非常勤職員の勤務時間は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間を超えない範

囲内において、別に定める。

(休暇)

第6条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、有給休暇及び無給休暇とする。 (年次有給休暇)

- 第7条 非常勤職員に付与する年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年3月3 1日までをいう。以下同じ。)における勤務日の日数及び継続任用年数に応じ、別表 第1に掲げる日数を付与する。
- 2 当該年度に付与されたにもかかわらず使用しなかった年次有給休暇は、翌年度に 限り繰り越すことができる。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、半日での年次有給休暇 を取得する場合については、15分単位での取得ができるものとする。
- 4 年次有給休暇を日に換算するときは、第5条の勤務時間をもって1日とする。 (有給休暇)
- 第8条 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非常勤職員の請求 により、有給の休暇を与えるものとし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) 非常勤職員(6月以上の任用期間が定められている非常勤職員又は6月以上継続勤務している非常勤職員に限る。)の親族(別表第3の死亡した者欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、葬儀等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき(忌引休暇) 別表第3の死亡した者欄に掲げる親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
 - (2) 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (3) 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他 これらに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められ るとき 7日の範囲内の期間
 - ア 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員が

その復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

- イ 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な 水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの 確保を行うことができないとき。
- (5) 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(無給休暇)

- 第9条 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非常勤職員の請求により、無給の休暇を与えるものとし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。ただし、第4号及び第5号の休暇については、一の年度における勤務日の日数が121日以上とされている非常勤職員であって6月以上継続勤務しているものに与えるものとし、第8号の休暇については、6月以上の任用期間が定められている非常勤職員又は6月以上継続勤務している非常勤職員(一の年度における勤務日の日数が47日以下であるものを除く。)に与えるものとする。
 - (1) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
 - (2) 女性の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する 日までの期間(産後6週間を経過した女性の非常勤職員が就業を申し出た場合 において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
 - (3) 生後満2年に達しない子を育てる非常勤職員が請求した場合(育児時間) 1日2回、各々45分間(男性の非常勤職員にあっては、その子の当該非常勤職員以外の親が、当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育(当該子と同居してこれを監護することをいう。)する非常 勤職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)
- (5) 次に掲げる者(イ及びウに掲げる者にあっては、非常勤職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号において「要介護者」という。)の世話(要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。)を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)
 - ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母
 - イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - ウ 非常勤職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると 認められる者(父母の配偶者又は配偶者の父母の配偶者)及び非常勤職員と の間において事実上子と同様の関係にあると認められる者(子の配偶者及び 配偶者の子)
- (6) 女性の非常勤職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (7) 非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務 しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (8) 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(病気休暇。前2号に掲げる場合を除く。) 一の年度における勤務日の日数に応じ、別表第3に掲げる日数の範囲内の期間
- (9) 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末

梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を 行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若 しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は 提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認めら れるとき 必要と認められる期間

(無給休暇の例外)

- 第10条 前条第4号の休暇については、3日を限度として有給の休暇として取り扱う ものとする。
- 2 前条第8号の休暇については、別表第3の病気休暇日数欄に掲げる有給休暇日数 を有給の休暇として取り扱うものとする。

(設置要綱の策定)

第 11 条 広域連合長は、この要綱に定めるもののほか、非常勤職員の任用に必要な事項を定めるため、それぞれの非常勤の職について、設置要綱を定めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

第 号 年 月 日

様

熊本県広域高齢者医療広域連合 広域連合長

熊本県後期高齢者医療広域連合 嘱託員の委嘱について (依頼)

あなたを、下記の勤務条件により地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく 熊本県後期高齢者医療広域連合嘱託員に委嘱したいので、ご承諾ください。

記

- 1 就業の場所
- 2 職務内容
- 3 任用期間
- 4 勤務時間
- 5 勤務日数
- 6 報酬額
- 7 通勤費用
- 8 費用弁償
- 9 休暇等

(注) 勤務条件の提示に当たっては任用等取扱要綱及び設置要綱の写しを交付すること

年 月 日

任命権者

様

氏 名 印

誓 約 書

年 月 日付 第 号で依頼のあった熊本県後期高齢者医療広域連合 員の任用について、提示された勤務条件により任用されることを承諾するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員任用等取扱要綱及び熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤 嘱託員設置要綱の定めるところに従い、誠実かつ公正に職務を遂行することを誓約します。

委 嘱 状

氏名

熊本県後期高齢者医療広域連合の

嘱託員に委嘱します。

就業の場所

職務内容

任用期間

勤務時間

勤務日数

報酬額

通勤费用

费用弁償

休暇等

その他事項

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合 広域連合長

別表第1 (第7条関係)

年次有給休暇の日数

	継続任用年数						
1年間の勤	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
務日の日数							以降
217 日以上	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
169 日から	7 日	8日	9日	10 日	12 日	13 日	15 日
216 日まで							
121 日から	5 日	6 日	6 日	8日	9日	10 日	11 日
168 日まで							
73 日から	3 日	4日	4日	5日	6 日	6 日	7 日
120 日まで							
48 日から	1日	2 日	2日	2 日	3 日	3 日	3 日
72 日まで							
47 日以下	О 日						

別表第2 (第8条第1号関係)

忌引休暇の日数

死亡した者	日数			
配偶者	7 日			
	血族	姻族		
1親等の直系尊属(父母)	7 日	3 日		
1親等の直系卑属(子)	5 日	1日		
2親等の直系尊属(祖父母)	3 日	1日		
2親等の直系卑属(孫)	1日			
2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3 日	1日		
3親等の傍系存続(おじ・おば)	1日	1日		

別表第3 (第9条第8号関係)

病気休暇の日数

1年間の勤務日の日数	病気休暇日数 (うち有給休暇日数)		
217 日以上	10日(3日)		
169 日から	7日 (3日)		
216 日まで	/ p (3p)		
121 日から	5日 (2日)		
168 日まで			
73 日から	3日 (1日)		
120 日まで			
48 日から	1日(1日)		
72 日まで			
47 日以下	0 日		